

裁量階層とは

高齢者・障害者等の世帯を裁量階層といいます。現在住宅に困窮している高齢者・障害者の入居できる収入月額を214,000円以下とします。具体的には、次の条件のいずれかに該当する人です。

1. 入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障害者であって、次に掲げる障害の程度がある人。
 - a. 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳を交付された人で障害の程度が1級から4級までであること。
 - b. 精神保健または精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級の人。
 - c. bと同程度の精神障害に相当すると認められる知的障害者。
(中度(総合判定がB)以上の療育手帳を持っている方。)
2. 入居者が60歳以上の人であり、かつ、同居される人のすべてが60歳以上または18歳未満である場合。
3. 入居者または同居者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人で手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症までの人。もしくは、同法別表第1号表の3の第1款症である人。
4. 入居者または同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項に定められた厚生労働大臣の認定を受けている人がいる場合。
5. 入居者または同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人がいる場合。
6. 入居者または同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある場合。
7. 同居者に未就学児のある世帯。